

理化学研究所の役職員への兼業（兼職）依頼について

役職員が兼業を行なう場合、事前に弊所の承認が必要です。役職員へ兼業を依頼される場合は、下記を御一読戴き、役職員本人宛に御依頼くださいますようお願い致します。

1. 兼業依頼から承認までの流れ

①貴機関より依頼状を発行ください。依頼状には、

- ・ 従事期間
- ・ 従事時間、従事する頻度（例 年2日／期間中3回等）
- ・ 兼業における役職名
- ・ 兼業における業務内容
- ・ 謝金の有無（有の場合は金額も明記ください。）
- ・ 回答書の要否

を含め、記載ください（参考 下記依頼状記載例）。

②依頼状は、必ず兼業を依頼する本人宛に送付ください。郵送の場合、封筒の宛名には兼業従事者の所属センター名・役職・本人氏名を記載のうえ、封筒表面に「兼業 依頼」と御記入ください。

③兼業従事者が兼業所管部署へ申請書を提出し、承認されると当該兼業に従事することができます。

④回答書が必要な場合は、承認後送付致します（事務効率化のため、回答書不要に御協力願います）。所定の回答書様式がある場合は、依頼状と共にお送りください。

2. 兼業の制限

①兼業を弊所の就業時間内に行なう場合は、兼業従事者の他の機関の兼業時間と合わせて、兼業総従事時間に制限があります。

②営利団体の兼業には、非営利団体より多くの制限があるため、承認までに時間がかかることがあります。余裕をもって依頼状を送付ください。

③弊所の兼業許可期間は、最長2年間です。更新の場合は、再度兼業依頼をしてください。

④兼業許可期間中に雇用が終了する場合は、兼業許可期間はその雇用終了までとします。

上記について、詳しくは末尾「兼業の許可基準及び手続きに関する細則」を参照ください。

御不明な点がございましたら、kengyo[at]riken.jp へお問い合わせください。

※[at]は@に置き換えてください。

<依頼状記載例>

○年 ○月 ○日

兼業従事者所属長 宛

貴機関名称 御依頼部署
ご依頼者名

兼 業 依 頼

標記の件につき、下記の通り依頼致します。

1. 兼業従事者 弊所所属・職名・氏名
2. 兼業期間
3. 兼業従事時間及び従事頻度
4. 兼業における役職名
5. 兼業業務内容
6. 謝金 有（金額 ○○○円） ・ 無 （注・旅費のみの支給の場合は「無」）
7. 回答書 要 ・ 不要
様式あり（添付ください。） ・ 様式なし
8. その他御連絡事項

貴機関 御担当部署
御担当者名
連絡先

以上

○兼業の許可基準及び手続きに関する細則

(平成 15 年 10 月 1 日細則第 44 号)

改正平成 16 年 3 月 31 日細則第 42 号 平成 17 年 3 月 30 日細則第 54 号

平成 18 年 5 月 31 日細則第 68 号 平成 19 年 6 月 14 日細則第 70 号

平成 21 年 8 月 20 日細則第 1 号 平成 21 年 9 月 17 日細則第 64 号

平成 22 年 6 月 23 日細則第 76 号 平成 23 年 9 月 29 日細則第 63 号

平成 23 年 12 月 8 日細則第 78 号 平成 24 年 2 月 23 日細則第 16 号

平成 25 年 3 月 28 日細則第 27 号 平成 26 年 9 月 4 日細則第 54 号

平成 26 年 12 月 25 日細則第 94 号 平成 27 年 1 月 29 日細則第 6 号

平成 28 年 3 月 31 日細則第 40 号 平成 30 年 3 月 30 日細則第 51 号

令和元年 7 月 10 日細則第 154 号 令和 2 年 12 月 23 日細則第 263 号

令和 3 年 11 月 25 日細則第 401 号 令和 5 年 3 月 31 日細則第 51 号

令和 5 年 7 月 31 日細則第 87 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立研究開発法人理化学研究所(以下「研究所」という。)の「定年制職員就業規程」(平成 15 年規程第 33 号)第 11 条第 1 項第 1 号、「任期制職員就業規程」(平成 15 年規程第 34 号)第 12 条第 1 項第 1 号及び「無期雇用職員就業規程」(平成 28 年規程第 46 号)第 11 条第 1 項第 1 号に基づき、定年制職員、任期制職員及び無期雇用職員が兼業する許可を得るための基準及び手続きについて定める。

(定義)

第 2 条 この細則において営利団体とは、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする会社その他の団体をいい、非営利団体とは、それ以外の団体をいう。

2 取締役等とは、経営上の責任を負うものを言い、取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事、監事、発起人、評議員及び清算人を含むが、これに限定されない。

(兼業の許可)

第 3 条 次に掲げる場合は、この細則に定める手続により兼業の許可を得なければならない。

- (1) 自ら業を営む場合
 - (2) 営利団体又は非営利団体の職に就く場合
 - (3) 営利団体又は非営利団体の放送番組への出演、講演会での講演等を行う場合(学会発表を除く。)
- 2 営利団体の求めに応じ、研究所が所有する技術及び知見等に基づく指導又はコンサルティング(以下「技術指導」という。)を実施する場合は、兼業の有無に関わらず、別途、技術指導規程に定める手続を行うものとする。

3 次のいずれかに該当する場合は原則として兼業を許可しない。

(1) 私傷病による欠勤や休職中である場合

(許可基準)

第4条 兼業許可の基準は、次のとおりとする。

(1) 研究所の業務の遂行に支障がないこと。

(2) 研究所又は研究所の職員としての信用を傷付け、又は名誉を害するおそれがないこと。

(3) 兼業先との関係において国民の疑惑や不信を招くようなことがないこと。

2 営利団体へ兼業する場合は、前項の基準に加え、次の基準を満たすものとする。

(1) 研究所における過去3年間及び現在、当該営利団体に対し、兼業を希望する者の所属部署が購入契約、工事請負契約、役務契約等（以下「購入契約等」という。）の発注元となっていないこと。この場合において、兼業期間中及び兼業終了後3年間も当該兼業先に購入契約等の発注をすることはできない。

(2) 研究所における過去3年間及び現在、当該営利団体と研究所との間に、兼業を希望する者が関係する特許実施契約、技術指導契約、共同研究契約又は受託研究契約（以下「特許実施契約等」という。）がないこと。この場合において、兼業期間中及び兼業終了後3年間も当該兼業先と特許実施契約等を締結することはできない。

(3) 当該営利団体の取締役等に就任するなど経営上の責任者でないこと。

(4) 当該営利団体における業務と研究所における業務とが明確に区分され、かつ、相互に相手機関へ機密事項が漏えいされないこと。

3 前項第1号にかかわらず、適切な利益相反マネジメントを行えると研究所が認めた場合には、研究所は兼業を許可できるものとする。この場合において、当該兼業先と購入契約等を締結することを妨げない。

4 第2項第2号にかかわらず、兼業する業務内容が特許実施契約等の契約内容と直接関係しない場合、又は兼業することが研究所の研究成果の活用、技術移転等を推進するために必要であり、かつ、適切な利益相反マネジメントを行えると研究所が認めた場合には、研究所は兼業を許可できるものとする。この場合において、当該兼業先と特許実施契約等を締結することを妨げない。

5 第2項第3号にかかわらず、適切な利益相反マネジメントが行え、かつ、その兼業がやむを得ないと研究所が認めた場合には、研究所は兼業を許可できるものとする。

(理研ベンチャーへの兼業)

第5条 前条第2項第1号及び第2号の基準は、理研ベンチャーへの兼業には適用しない。

- 2 前条第2項第3号の基準は、理研ベンチャーへ支援措置を講ずる期間は適用しない。
- 3 理研ベンチャーへの兼業は、理研ベンチャーの基礎となる研究成果(理研ベンチャー認定・支援制度設置規程第2条に定めるところと同一の意義とする。)の発明者、考案者等及びその協力者のみ許可するものとする。
- 4 別に定める要件を満たす理研ベンチャー子会社への兼業には、前三項を準用するものとする。

(研究開発の成果の活用を促進する者等への兼業)

第5条の2 第4条第2項第1号から第3号までの基準は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第34条の6第1項第3号に定める研究開発の成果の活用を促進する者であつて、研究所が出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う者への兼業には適用しない。

(兼業時間及び勤務時間の振替)

第6条 兼業(移動時間も含む。以下同じ。)は、勤務時間(午前9時から午後5時20分まで(始業及び終業時刻の変更に関する細則(平成19年細則第27号)に基づき、始業及び終業時刻の変更が適用される日にあつては変更後の時間)又は雇用契約書に定める時間を指す。以下同じ。)内に行つてはならない。ただし、勤務時間の一部をその月の内で振り替える場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書により勤務時間を振り替える場合は、原則として、事前に所属長の許可・承認を得て、別に定める方法で兼業時間及び振り替えた勤務時間を記録する。ただし、管理監督者の地位にある者(所属長)が勤務時間を振り替える場合には、別に定める方法で兼業時間及び振り替えた勤務時間を記録する。

- 3 第1項ただし書により振り替えることのできる勤務時間は、1週8時間以内とする。ただし、兼業する業務の性質上、集中的に行う必要がある場合は、1か月40時間(5日)以内、又は年間50日以内(ただし、1回の兼業期間は25日以内)とすることができる。

(勤務時間の振替の特例)

第7条 前条第1項ただし書の規定にかかわらず、別表第1に定める兼業をする場合は、勤務時間の振替なくして勤務時間内に兼業することができる。この場合において、兼業先から報酬を受け取ることは認めない。

(適用除外)

第8条 第6条(兼業時間及び勤務時間の振替)及び第7条(勤務時間の振替の特例)の規定は、裁量労働対象者には原則として適用しない。

(許可の手続き)

第9条 兼業の許可を得るにあたっては、兼業先からの依頼書を添えて、和光事業所、筑波事業所、横浜事業所、神戸事業所においては研究支援部人事課、播磨事業所においては研究支援部総務課（以下「人事担当課」という。）へ原則、事前に申請する。なお、研究所は、申請内容を審査するにあたり、申請者に対し、申請内容を確認するために必要な各種証明書等の提出を求めることができる。

2 前項の申請を受けた人事担当課は、決裁基準規程(平成30年規程第5号)による決裁を得た後、本人に許可又は不許可について通知する。

3 事業所研究支援部長は許可するに当たり、兼業審査委員会が示す基準に当てはまる場合は、兼業審査委員会に諮問しなければならない。

4 研究所は、前項に示す兼業に対して許可するにあたり、条件を付することができる。

5 研究所は、許可された兼業の実態について必要に応じて調査し、許可を得ている職員はその調査に協力しなければならない。

(許可期間)

第10条 兼業の許可の期間は、2年以内とする。ただし、更新は妨げない。

2 前項の場合において、兼業許可期間中に退職したときは、当該退職日を兼業許可終了日とする。

(守秘)

第11条 兼業を行う職員は、試験及び研究上の秘密、経営上の秘密、人事及び労務上の秘密等研究所の業務上知り得た機密事項並びに研究所の不利益となる事項を他に漏らしてはならない。

(許可の取消し)

第12条 研究所は、兼業の許可後、第4条の許可基準に反する事態が生じたときは、兼業の許可を取り消すものとする。

2 研究所は、兼業の許可があつた場合でも、当日兼業することにより研究所の業務に支障を来たすおそれがある場合は、その日に限って、兼業を許可しないことができる。

3 研究所は、前条第1項の規定に反した職員について、兼業の許可を取り消すものとする。

(兼業の記録)

第13条 兼業許可申請書及びこれに関係する書類は、人事担当課において保存する。

(兼業の公表)

第14条 研究所は、職員へ営利団体の取締役等の兼業を許可した場合、職員の当該兼業の状況について所定書式(別記様式第1)にて公表するものとする

附 則

この細則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日細則第 42 号)

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 30 日細則第 54 号)

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 5 月 31 日細則第 68 号)

この細則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 14 日細則第 70 号)

この細則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 8 月 20 日細則第 1 号)

この細則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 17 日細則第 64 号)

この細則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 23 日細則第 76 号)

この細則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 29 日細則第 63 号)

この細則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 8 日細則第 78 号)

この細則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 23 日細則第 16 号)

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日細則第 27 号)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 4 日細則第 54 号)

この細則は、平成 26 年 9 月 5 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 25 日細則第 94 号)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 29 日細則第 6 号)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日細則第 40 号)

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日細則第 51 号)

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 10 日細則第 154 号)

この細則は、令和元年 7 月 11 日から施行する。

- 附 則(令和 2 年 12 月 23 日細則第 263 号)
この細則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 附 則(令和 3 年 11 月 25 日細則第 401 号)
この細則は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。
- 附 則(令和 5 年 3 月 31 日細則第 51 号)
この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則(令和 5 年 7 月 31 日細則第 87 号)
この細則は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 7 条関係)

研究所が指定する兼業
独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会専門委員
独立行政法人日本学術振興会特別研究員等審査会審査委員
文部科学省など官公庁主催の委員会・審議会委員等
連携大学院制度により連携している大学の非常勤講師等
公益財団法人高輝度光科学研究センターなど他法人の遺伝子組換え実験安全委員会委員
独立行政法人日本学術振興会資金前渡主任
独立行政法人日本学術振興会分任契約担当者
独立行政法人日本学術振興会学術システム研究センター研究員
技術研究組合事業規程(平成 23 年規程第 15 号)に基づき研究所が加入する組合の職員
科学技術健康保険組合議員
科学技術企業年金基金代議員

別記様式第 1

営利団体役員兼業公表様式

[別紙参照]

別記様式第 2 削除